

兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和7年12月31日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

●宝塚市

No.	行政サービス等の内容	受理証明書の提示等		問い合わせ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	両親学級		○	健康推進課	0797-86-0056	
2	母子健康手帳の交付	○		健康推進課	0797-86-0056	
3	災害・風水害等見舞金		○	せいかつ支援課	0797-77-2143	
4	住居確保給付金		○	せいかつ応援センター	0797-77-1822	
5	宝塚市霊園について	○		生活環境課	0797-77-2146	宝塚すみれ墓苑の合葬式墓所及び樹木葬式墓所では、パートナーと連名の記名板を設置することができます。